

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	環境局事業部事業管理課(06-6630-3236)
処分担当名	同上
処分の名称	空き缶等の投げ捨て等の防止に関する命令
概要	空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例では、空き缶等の投げ捨ての禁止、回収容器の設置、自動車の放棄等の禁止について定め、それらに違反したものに対して、勧告を行い、勧告に従わないときは命令を行うことがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例(平成7年9月29日条例第63号)第9条第4項 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009351.html)
処分基準	次のいずれかの場合に、正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うことを命ずることがある。 (1) 道路、広場、公園、河川、港湾その他の公共の場所に空き缶等を投げ捨て、当該空き缶等の回収その他の必要な措置を講ずるよう勧告を受けたとき (2) 自動販売機により販売した飲料を収納していた容器の回収容器を設置し、又はこれを適正に管理するよう勧告を受けたとき (3) 道路、広場、公園、河川、港湾その他の公共の場所にその所有又は使用する自動車が放棄され当該自動車を撤去するよう勧告を受けたとき
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000008559.html
備考	